

国民年金のおしらせ

◇国民年金保険料は口座振替（早割）がお得です

国民年金保険料は、通常の口座振替の場合、納付対象月の翌月末が保険料の納付期限ですが、申出により当月末に口座振替を行う場合は、50円割引となりオトクです。

当月末振替（早割）への変更手続き

すでに毎月納付（翌月末振替）で納付している方が、割引のある毎月納付（当月末振替）の口座振替方法へ変更する場合は「国民年金保険料口座振替（変更）申出書」に記入し、役場・金融機関の窓口または社会保険事務所へ提出してください。

なお「国民年金保険料口座振替（変更）申出書」は、社会保険事務所、役場、金融機関においてあります。また、社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp>）からプリントアウトして使用することもできます。（この様式につきましては、直接社会保険事務所へ送付してください。）

初回振替時の取扱いについて

毎月納付（当月末振替）申出者の初回の振替につきましては、原則2ヶ月分の国民年金保険料（定額保険料＋割引保険料）を振替させていただきます。

《具体的な振替例》

当月末振替の開始月	前月までの保険料納付方法	当月末振替の開始月に振替になる保険料
5月	口座振替（毎月納付「翌月末振替」）	4月分（13,860円）＋5月分（13,810円）
5月	現金納付（4月分は4月中に納付済）	5月分（13,810円）

振替不能時の取扱いについて

毎月納付（当月末振替）につきまして、当月末日に口座振替ができなかった場合は、翌月末日に定額の国民年金保険料で再振替を行います。（再々振替は行いません）

振替月	振替になる保険料	振替結果	備考
5月末	5月分（13,810円）	×	残高不足で振替不能
6月末	5月分（13,860円）、6月分（13,810円）	5月分×、6月分×	残高不足で振替不能
7月末	6月分（13,860円）、7月分（13,810円）	6月分○、7月分○	5月分は納付書を送付

◇学生納付特例制度とは

大学、各種学校など（夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます）に在学する20歳以上の方で、学生本人の所得が一定以下である場合、在学期間中の国民年金保険料を猶予する制度です。

申請をして承認されると

- ・承認された期間は、学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態に、障害基礎年金や遺族基礎年金の納付要件をみる際に未納とみなされず優遇されます。ただし障害基礎年金の初診日および遺族基礎年金の死亡日より後に申請された場合は、優遇措置は受けられませんので、お早目の申請をお願いします。
- ・申請された期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給資格期間には算入されます。ただし年金額には反映されない期間となりますので、承認された期間は、保険料を10年前にさかのぼって納付することができる「追納制度」があります。

追納をおすすめします

猶予された保険料を追納されますと、この期間は保険料を納付した期間として取り扱われることとなります。将来、満額の老齢基礎年金を受け取るためにも、忘れず追納してください。なお、2年以上経過した期間を追納する場合、当時の保険料に加算金がつきます。

手続き方法

印鑑（認印で結構です）と年金手帳、在学証明書（または学生証）を持参のうえ、お住まいの役場で「国民年金保険料学生納付特例申請書」を提出してください。

この申請は毎年度必要ですので、忘れず申請してください。